

平成 28 年度第 1 回 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
開催日時	平成 28 年 12 月 6 日（火）午後 3 時から午後 5 時
開催場所	緑区役所 会議室 3 A
出席者（敬称略） ※臨時委員	勝田睦子、上関裕之、添田好男、塚田順一※ 松浦千恵、村井祐一（委員長）、横塚靖子（委員長職務代理者）
欠席者（敬称略）	なし
開催形態	公開（傍聴者無し／議題(1)～(2)） 非公開（議題(3)～(6)）
議 題	(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出 (2) 選定スケジュール、会議の公開について (3) 公募要項について (4) 評価基準項目について (5) 事業実績評価の実施について (6) 次回委員会について
決定事項	1 委員長に村井委員を選出、委員長職務代理者に横塚委員を指名 2 選定スケジュールを承認 3 本委員会は、議題(3)～(6)は、非公開で実施 次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施 4 公募要項、評価基準項目、事業実績評価の実施等について承認 5 次回委員会は、平成 29 年 3 月 29 日（水）に開催 ただし、時間は応募状況によっては別途調整
審議経過	1 開会（進行 事務局） (1) 挨拶、委員及び事務局紹介 (2) 選定委員会の趣旨説明・要綱確認 (3) 定足数確認 (4) 委員出席数 7 名（委員会成立確認） (5) 委員長選出 ・委員の互選により委員長は村井委員を選出 2 議事（進行 委員長） (1) 委員長は横塚委員を職務代理者に指名 (2) 選定スケジュール、会議の公開について (議案説明 事務局) 委員長： 会議の公開については、これまで非公開としており、一通りの審議が終わり公募要項等の確定をもって正式に公表という形が一般的とされてきたが、その方法を変えた方が良い等のご意見があれば伺いたい。 委 員：（異議なし） 委員長： それでは従来通り非公開とし、正式な書面の確定をもって一般公開としたい。 (承認事項) ・選定スケジュールについて、案のとおり承認する。 ・会議の公開について、本委員会では、議題(3)～(6)は、非公開とする。 次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施する。

(3) 公募要項について

(資料5説明 事務局)

委員： 今後高齢者が増えたとして、指定管理料の追加配付がなされる場合、市としては財源をどのように確保し対応していくのか？

事務局： 高齢者がどの程度増えていくか等は様々な見込みがあるが、そのような状況にきちんと対応していけるよう、今回3,000人単位につき職員を追加配置して行くという方針をとっている。今後、福祉予算は増大していくことが予想される。市としても確保に努めていく。

(議案説明 事務局)

委員： 今回応募団体との利害関係に関する項目が改正されたが、今までに何か問題が生じたのか。

事務局： 問題があったわけではないが、多数の施設が存在する中で今後問題が生じる可能性もゼロではないため、正確に確認する必要があるということで変更がなされた。

委員： 今回ケアプラザの施設利用マニュアルが改正され、団体の区分によって有料無料としているがほぼ使用料を取っていない。なぜ空手が福祉になるのか。また、同じ団体でも各施設によって使用料の有無も違うため統一していくべきではないか。加えて、霧が丘はインドスクールと併設施設であるため、ルールを細分化し丁寧に運営していく必要がある。

事務局： たしかに、同じような団体でもケアプラザごとに有料無料の違いはあった。今後も運営の適正化、公正化を図っていく。

委員： 現法人は離職率が高いという印象を受ける。

委員長： その点は、福祉業界全体の課題となっている。また、ケアプラザの運営に関しては、複合施設としての特性等が分かる資料を用意する必要があるかもしれない。施設利用マニュアルの改正に関しては、団体区分ごとに例を示したほうがわかりやすいのでは。

事務局： マニュアル改正に関しては、局でもQ&Aを作成し対応をおこなっているところ。また、複合施設という点に関しては、適宜資料の公開や提示等を行って対応していきたい。

委員長： 現法人が応募した場合、地域の特性等を把握している点である程度有利になるが、新たな法人が応募してきた場合でも地域の特性や複合施設の特性が把握できるような資料を提示いただきたい。

事務局： 施設見学や質疑応答の際に適宜分かりやすい資料を公開するという形で対応させていただきたい。

委員長： 法人がこれまで培ってきたノウハウ等は法人の帰属になるのか、それとも市の帰属になるのか。

事務局： 基本的には法人の帰属になるが、市と協働で実施しているものに関しては市の帰属になる場合もある。ケースバイケースで情報開示していきたい。

(承認事項)

- ・公募要項について、案のとおり承認する。

(4) 評価基準項目について

(議案説明 事務局)

委員長： 最低基準点はこれまで 60%としてきたが、この点に関してご意見はあるか。

委員：(異議なし)

委員長： また、同点の場合の対応も従来どおりで良いか。

委員：(異議なし)

事務局： 先ほどの委員の皆さまからの提案を踏まえ、評価基準 4 (1)「審査の視点」に「複合施設としての特性を踏まえ、適切な管理運営を行うことができるか」を追記し、併せて、応募書類の様式 2 事業計画書にも同項目を追記するという形はどうか。

委員：(異議なし)

(承認事項)

・評価基準項目、応募書類について、下記項目を追加のうえ、承認する。
→評価基準 4 (1)「審査の視点」に「複合施設としての特性を踏まえ、適切な管理運営を行うことができるか」を追加。併せて、応募書類の様式 2 事業計画書にも同項目を追記。

また、評価・採点において下記の内容を承認する。

- ・財務評価資料を用いた評価の実施
- ・現指定管理者の実績評価の実施及び選定評価への反映
- ・全委員の評価点を合計し、得点順での選定の実施
- ・最低制限基準は総合計の 60%に設定
- ・同点時の採決方法について、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定

(5) 事業実績評価の実施について

(議案説明 事務局)

委員長： こちらは、絶対評価として判断して良いのか。

事務局： 区内の各ケアプラザの評価と併せて一覧にしてお渡しする。そのため、絶対的でもあり、相対的にも見ていただくことになる。法人ごとに得意不得意もあると思うので、総合的に判断していただきたい。

委員： 自分の施設の得点が一番低いという発言を聞いたことがあるが、どこから情報を得たのか。公表しているのか。

事務局： 事業実績評価に関しては、昨年から S・A・B で評価を公開しているが、個別の得点の詳細は公表していない。

(承認事項)

- ・事業実績評価の評価基準項目への反映、及び区の作成した事業実績評価資料を参考とすることについて、案のとおり承認する。
- ・5段階評価の評価基準と評点の付け方を確認した。

(6) 次回委員会について

平成 29 年 3 月 29 日 (水) 9 時 30 分から 12 時に開催する。

ただし、時間に関しては、応募状況により調整を行う。

	3 閉会
資 料	<p>次 第 第 1 回横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会次第</p> <p>資料 1 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>資料 2 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料 3 横浜市緑区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料 4 横浜市霧が丘地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール（案）</p> <p>資料 5 横浜市霧が丘地域ケアプラザの概要について</p> <p>資料 6 横浜市霧が丘地域ケアプラザ指定管理者公募要項（案）</p> <p>資料 7 地域ケアプラザ評価基準項目（案）</p> <p>資料 8 地域ケアプラザ事業評価の実施について（案）</p> <p>資料 9 横浜市地域ケアプラザ条例</p> <p>資料 10 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則</p> <p>資料 11 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例</p> <p>資料 12 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱</p> <p>資料 13 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱</p> <p>資料 14-1 改正通知(政共第 563 号) 資料 14-2 確認書</p>